単位クラブの皆様へ

地域活動総合保険『みらい』
事故発生時　保険金請求方法のご案内

事故発生の場合には下記の手順でご報告、ご請求をお願いいたします。

事故発生時のフロー図

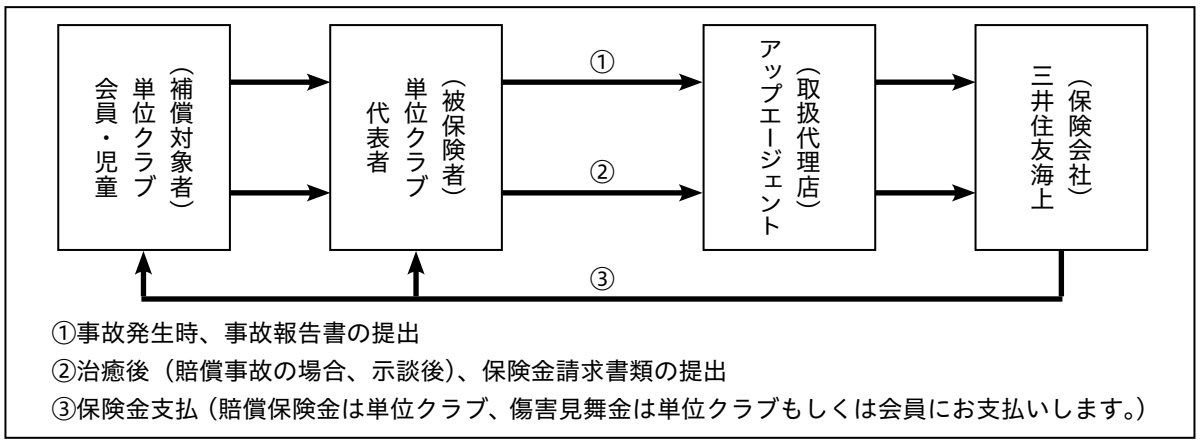

①事故発生時、事故報告書の提出
②治癒後（賠償事故の場合、示談後）、保険金請求書類の提出
③保険金支払（賠償保険金は単位クラブ、傷害見舞金は単位クラブもしくは会員にお支払いします。）

保険金請求手続き

※各単位クラブと保険会社（取扱代理店）の間で手続きを行いますので、各都県・市地協での作業はありません。

1．傷害事故の場合

（1）事故報告

制度対象者（会員・児童）がケガをされた場合、直ちに『事故報告書』を取扱代理店アップエージェントまで送付下さい。※必ず行事名をご記入下さい。

（2）保険金請求

下記保険金請求書類①・②・③を「全国地域活動連絡協議会」のホームページに掲載しております。プリントアウトしてご使用ください。保険金請求書類を送付希望の場合は「地域活動総合保険『みらい』事故報告書」の「請求書類送付の有無」欄の送付希望にチェックしてください。

治癒後下記書類①・②・③・④・⑤を取扱代理店アップエージェントまで送付ください。

①『傷害見舞金給付申請書　保険金請求書（兼）支払指図書』
②『診療状況申告書』
③『同意書』
④『診察券もしくは薬袋(コピーで可)』(ない場合は診療状況申告書に病院名､所在地､診察券番号を記入して下さい。)
⑤『会員名簿（含む児童）(写し)』(単位クラブでご用意願います。)

※特に必要のない限り保険会社からご連絡いたしませんのでご了承下さい。
※保険金支払後、被保険者（単位クラブ）へ保険金支払通知のご案内をいたします。
※死亡事故の場合は別途、保険会社から手続についてご連絡いたします。

2．賠償事故の場合

（1）事故報告

単位クラブに賠償責任があると思われる事故が発生した場合、直ちに『事故報告書』を取扱代理店アップエージェントまで送付下さい。保険会社と単位クラブが協議の上、迅速かつ公平に賠償責任の有無、賠償責任額の決定等、アドバイスをさせていただきます。

（2）保険金請求

取扱代理店アップエージェントまたは三井住友海上から請求書類一式を送付いたします。

お問合せ先

＜商品内容・事故＞

●取扱代理店　**アップエージェント株式会社**　〒105-0004 東京都港区新橋6-1-11 Daiwa御成門ビル2F
地域活動総合保険『みらい』係　TEL.03-5733-2552　FAX.03-3434-2700

＜その他＞

●**全国地域活動連絡協議会　事務局**　〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F
（一般財団法人児童健全育成推進財団内）　TEL.03-3797-8183　FAX.03-3486-5142

●引受保険会社　**三井住友海上火災保険株式会社**　〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
公務開発部営業第一課　TEL.03-3259-3017　FAX.03-3293-8609